

入所重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名・・・・・・・・・・医療法人湖美会 介護老人保健施設ウイケア
- ・開設年月日・・・・・・・・平成30年10月1日
- ・所在地・・・・・・・・・・茨城県石岡市行里川12951番地1
- ・電話番号・・・・・・・・・・0299-56-2533
- ・FAX番号・・・・・・・・・・0299-56-2534
- ・介護保険指定番号・・・・・・0850580036号（一般）

(2) 目的と運営方針

介護老人保健施設は、要介護者である利用者の自立を支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、各利用者が能力に応じた日常生活を営めるようサービス計画書を立て、内容について同意をいただき、看護・医学的管理の下で介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などのサービスを提供致します。サービスの質の向上の為、①感染症管理体制の強化②介護事故に対する安全管理体制の強化③身体拘束廃止に向けた取り組みの強化に努めます。また利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や、通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援致します。

(3) 職員体制

医師…1名 看護・介護職員…34名以上
介護支援専門員…1名以上 支援相談員…1名以上 薬剤師…1名
理学・作業療法士、言語聴覚士等…1名以上 管理栄養士…1名 事務…2名以上

(4) 入所定員等

入所定員・・・100名（療養室 個室…8室 ・ 4人室…23室）
通所定員・・・38名

2. サービス内容

- ①サービス計画の立案 ②食事 ③入浴 ④医学的管理（診察・投薬・処置） ⑤看護 ⑥介護
⑦リハビリテーション ⑧相談援助 ⑨栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
⑩理美容サービス ⑪その他

3. 医療機関

・連携医療機関

名称・・・・・・・・・・美浦中央病院
所在地・・・・・・・・・・茨城県稲敷郡美浦村宮地596番地
診療科目・・・・・・・・内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻科、泌尿器科、皮膚科、神経内科、
透析、リハビリ、歯科

- ・協力医療機関
 名所・・・・・・・・立川病院
 所在地・・・・・・・・茨城県笠間市八雲2丁目12-14
 診療科目・・・・・・・・内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科
- ・訪問歯科
 名称・・・・・・・・吉田歯科医院
 所在地・・・・・・・・茨城県石岡市杉並1-5-61
 損料科目・・・・・・・・歯科

4. 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会・・・・・・・・・・・・・月・火・水・金・土（木・日以外）14：00～16：00 20分間
 感染予防や感染状態においては面会中止になる場合がございます。
- ・外出、外泊・・・・・・・・・・・・・現在、感染症予防の為、外出外泊は中止しております。
 （特別な場合は要相談）
- ・設備、備品・・・・・・・・・・・・・故意に破損された場合、修理代を頂きます。
- ・金銭、貴重品等の管理・・・・・基本的には持ち込み禁止となっております。

5. 苦情処理の体制

相談窓口 ： 1階事務所受付
 苦情担当者 ： 小嶋 秀幸
 窓口開設時間： 午前9時～午後5時
 相談方法 ： 電話受付（0299-56-2533-）または
 窓口受付 意見書箱（1階受付カウンター）

- ・茨城県国民健康保険団体連合会介護保険課
 電話受付（029-301-1565）
- ・石岡市 介護保険室
 電話受付（0299-23-1111）
- ・小美玉市 介護福祉課 介護保険係
 電話受付（0299-48-1111）
- ・かすみがうら市 介護長寿課
 電話受付（0299-56-2312）
- ・笠間市 高齢福祉課
 電話受付（0296-77-1101）

6. 事故発生時の対応

1. サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し、必要な措置を講じます。
2. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
3. 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

7. 非常災害対策

防災設備・・・スプリンクラー、消火器、消火栓

防災訓練・・・年2回

8. 禁止事項

宗教の勧誘、特定の政治活動、営利行為を禁止します。

9. 利用料金

- (1) ①基本料金（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

※記載金額は1割負担の金額です。2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍となります。

多床室		個室	
要介護1	793円	要介護1	717円
要介護2	843円	要介護2	763円
要介護3	908円	要介護3	828円
要介護4	961円	要介護4	883円
要介護5	1012円	要介護5	932円

* 入所後30日間に限って、上記施設料金に60円が加算されます。

* 外泊された場合は外泊の初日と施設に戻られた日以外は上記施設利用料に代えて、1日あたり362円となります。

* 緊急時に所定の対応を行った場合は518円が加算されます。

* 認知症の方を緊急時に受け入れした場合、1日200円が加算されます。（入所後7日間）

* 所定疾患施設療養費（Ⅰ）・・・・・・・・・・239円／回
（肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎について、投薬、検査、注射、処置を実施した場合。月に1回7日間まで）

* 入所前後訪問指導加算（Ⅰ）・・・・・・・・・・450円／回

* 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）・・・・・・・・・・480円／回

* 退所時指導等を行った場合は以下が加算されます。

・ 試行的退所時指導加算・・・・・・・・・・400円／回
（退所後の療養上の指導を行った場合）

・退所時情報提供加算（Ⅰ）・・・・・・・・・・	500円／回	（入所者が居宅へ退所する場合、退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合）
・退所時情報提供加算（Ⅱ）・・・・・・・・・・	250円／回	（入所者が医療機関へ退所する場合、退所後の医療機関に対して診療情報を提供した場合）
・入退所前連携加算（Ⅰ）・・・・・・・・・・	600円／回	（入所予定前30日以内又は、入所後30日以内に利用を希望する居宅支援事業所と連携し利用者の同意を得て診療状況を示す文章を添えて居宅サービスに必要な情報を提供しサービス調整を行った場合）
・入退所前連携加算（Ⅱ）・・・・・・・・・・	400円／回	（入所期間1月を超え、退所後に希望する居宅支援事業者と連携し、利用者の同意を得て診療状況を示す文章を添えて、居宅サービスに必要な情報を提供し、サービス調整を行った場合）
・訪問看護指示加算・・・・・・・・・・	300円／回	
*若年性認知症受入加算・・・・・・・・・・	120円／日	
*栄養マネジメント強化加算・・・・・・・・・・	11円／日	
*療養食加算・・・・・・・・・・	6円／回	（医師の指示があった利用者について）
*経口移行加算・・・・・・・・・・	28円／日	（経管栄養の利用者について）
*経口維持加算（Ⅰ）・・・・・・・・・・	400円／月	（著しい誤嚥が認められる利用者について）
*経口維持加算（Ⅱ）・・・・・・・・・・	100円／月	（誤嚥が認められる利用者について）
*短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）・・	258円／日	（入所から3ヶ月以内1日につき）
*褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）・・・・・・・・・・	3円／月	
*褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）・・・・・・・・・・	13円／月	
*排せつ支援加算（Ⅰ）・・・・・・・・・・	10円／月	
*排せつ支援加算（Ⅱ）・・・・・・・・・・	15円／月	
*排せつ支援加算（Ⅲ）・・・・・・・・・・	20円／月	
*再入所時栄養連携加算・・・・・・・・・・	200円／回	
*かかりつけ医連携薬剤調整加算口・・・・・・・・	70円／回	
*サービス提供体制強化加算（Ⅱ）・・・・・・・・	18円／日	
*夜勤職員配置加算・・・・・・・・・・	24円／日	
*科学的介護推進体制加算（Ⅰ）・・・・・・・・・・	40円／月	
*安全対策体制加算・・・・・・・・・・	20円／回	（入所時のみの加算となります）
*リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）・・	33円／月	
*高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）・・・・	10円／月	
*高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）・・・・	5円／月	
*協力医療機関連携加算・・・・・・・・・・	100円／月	
*生産性向上推進体制加算（Ⅱ）・・・・・・・・・・	10円／月	

◆介護保険の一部負担については介護職員等処遇改善加算Ⅰ（口）9.7%の上乗せが加算されます。

②食費（１日当たり）

朝食	４６０円	昼食	７１０円	夕食	６９０円	おやつ	１５０円
----	------	----	------	----	------	-----	------

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が１日にお支払い頂く食費の上限になります。）

◆利用者が選定する特別な食事 実費相当

③居住費（１日につき）

- ・個室 １,７３０円＋特別な室料１,１００円
- ・多床室 ４４０円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が１日にお支払い頂く居住費の上限になります。）

（２）その他の料金

①理美容代	（１回当たり）	実費負担
②個人使用の電気製品持ち込み料	１品目１日当たり	１００円（税別）
③文章料	領収証明書（１ヶ月につき）	１通 ２００円（税別）
診断書	（特別な検査なし）	１通 ３,０００円（税別）
	（特別な検査あり）	１通 ３,５００円～１０,０００円（税別）
死亡診断書	１通	１０,０００円（税別）

④私物洗濯料	小・・・	靴下、タオル、パンツ等	５０円
	中・・・	シャツ、ももひき、ラバーシート等	１００円
	大・・・	パジャマ、トレーナー等	２００円
	特大・・・	はんでん等	３００円

⑤教養娯楽費	１日当たり	２１０円
（行事、レクリエーション（毎日）、クラブ（書道・カラオケ・美術・ビデオ鑑賞）等に係る費用・誕生者の写真・プレゼント・行事の写真等）		

⑥日用品	１日当たり	２２０円
（石鹸、シャンプー、食事用エプロン、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、おしぼり等）		

⑦送迎費	１km当たり	１５０円
------	--------	------

⑧施設外ショッピング、外食会又は外部業者販売において個人購入する嗜好品の立て替え、趣味活動等の個人所有希望品 等	
--	--

（３）支払い方法

毎月１０日に、前月分の請求書を発行いたしますので、その月の月末までに窓口にてお支払いください。お支払いの際に領収証を発行します。お支払いは現金のみとなります。

尚、連絡相談なく、利用料金を２か月以上滞納した場合、退所の措置をとることもあります。

《会計取扱い時間》

平日 ９：００～１８：００ 土日・祝日 ９：００～１６：３０